

当事者性と非弁行為

弁護士法72条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止。抜粋)

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。

これを損保が損保視点に置き換えると以下の様になると書かれています。

弁護士でない者は報酬を得る目的で法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない」(弁護士法72条抜粋)と法律で定められています。

非弁行為とはこの法律に違反した行為をいいます。

損害賠償金の支払がある保険会社の**示談交渉**は、事故の**当事者性**があり問題はありません。(※唐突に事故の当事者性があるとか言われても、全く持って意味不明ですよね。)

※さて、実は上の文章には大事な部分が省略されています。

2012年自動車保険の解説18頁(3)(ロ)被害者直接請求権の導入

この中に書かれている解説で、「**被害者が**(加害者の契約している保険に対して、保険金の) **直接請求**を行使出来るものとし、**その上で**保険会社の**当事者性**を強く打ち出す事とした」、とあります。(これも弁護士会と損保の二者間でだけの話ですが。)

という事は、加害者の保険会社に対して、**被害者が「直接請求権行使します」と意思を示す**までは、損保は「**示談交渉**」に**関与**する事は出来ないと言う事になります、しかし事故後、早ければ直後に一度は損保から電話が来ると思います、一瞬有り難い様にも感じます。(その段階で突然「**あなたにも過失がありますので○□△※…**」等と言われるケースも多いと聞きます。)しかし、この段階では被害者は加害者の保険に直接請求するのも意思表示していない訳ですから、損保は**関与**出来ない訳です。従って**関与するなら非弁行為**となります。

なお、**修理工場も、非弁護士の為、協定**(示談 ≡ 法律事務行為)等に関与出来ません。

修理工場が**損保との協定行為**を行えば、結果それにより決まるのは**示談金**の一部である賠償金であり、その賠償金を工場が修理代金として収益にしている事から、それらの一連の行為が報酬を得る目的と見なされますので、**示談行為(法律事務行為)**であり**非弁行為**と成ります。**【 協定 ≡ 保険金算定 ≡ 賠償金 ≡ 示談金 ≡ 法律事務行為 】**

罰則：2年以下の懲役又は300万円以下の罰金 (弁護士法77条3号)。